

図書館と著作権

(2005年度日図協中堅職員ステップアップ研修 レジュメ・資料)

2005.10.10

前園主計

I. 著作権法の基礎知識

1. 著作権・著作者人格権・著作隣接権 (資料A・B 参照)

2. 著作物の種類

- ① 言語 ② 音楽 ③ 舞踊・無言劇 ④ 美術
- ⑤ 建築 ⑥ 図形 ⑦ 映画 ⑧ 写真
- ⑨ プログラム ⑩ 二次的 ⑪ 編集 ⑫ データベース

3. 著作権の保護期間

- ① 著作者の死後50年 ② 共同著作物の場合、最後の生存者の死後50年
- ③ 団体著作物・作者不詳の著作物は公表後50年 ④ 映画は公表後70年

4. 著作権がない扱いができる著作物 (資料C 参照)

5. 著作権の制限－著作権がない扱いができる場合

私的使用の複製 (法30条)、図書館等での複製 (法31条)、引用 (法32条)...
学校等での複製 (法35条)、非営利無料の上映・口述・貸出 (法38条)... 50条

II. 図書館に関する著作権法の主要条項

1. 閲覧・展示 (法45-47条)

- ① 著作権法に閲覧についての条項はない。(自由に閲覧させられる)
- ② 美術作品や写真の所有者は、屋外の恒常的展示を除きこれを展示できる。

2. 貸出－非営利無料の場合 (法38条 4-5項) (資料J 参照)

- ① 映画以外の著作物はすべて貸出できる。
- ② 映画(動画)は、権利者に無断で貸し出せない。
- ③ 日本図書館協会(ほか1社)が取り次ぐ映画は著作権処理済みで貸出可。

3. 複製－非営利無料の場合 (法30条、法31条、法35条) (資料D・E・G 参照)

- ① 公共・大学図書館等では、法31条により複製ができる。
- ② 学校図書館では複製できないが、各先生や生徒が必要部数複製できる。
(学校図書館職員が先生等の依頼で複製の場合。公民館職員の複製。)
- ③ ただし、映画(動画)は頒布権が及ぶため複製できない。

4. 口述・音楽鑑賞・上映－非営利無料の場合（法38条 1項） （資料J 参照）
- ① 対面朗読や読み聞かせ会等で口述できる。
 - ② CD・MD・DVD audio 等を音楽鑑賞会で再生できる。
 - ③ 上映できる。ただし、日図協経由で入手のものは上映権付きのもののみ。
（上映会に関する法改正見送。日図協と日本映像ソフト協会の合意書あり）

5. 点字化・障害者サービス （資料H, I 参照）
- ① 点字化でき、また点字記録の公衆送信もできる。（法37条）
 - ② 障害者用録音資料の作成は、日本文芸家協会との協定で日図協が許諾可。

6. その他
- ① 受信した放送を館内に放送できる。（法38条 1項）
 - ② 非営利無料の上映は、現時点では、誰でもどんな組織でも可能。ただし、上映するビデオ（映像資料）の入手が問題。（貸す方が法侵害の恐れ）
 - ③ デジタル資料・ネットワーク上資料の著作権
著作権は著作物についての権利であり、原則としてメディアによって左右されない。コンテンツ（内容）の著作権が問題である。ディスプレイは常にOKだが、著作権ありのものプリントやダウンロードは原則NO。
 - ④ 複写サービスに当たり外国語を翻訳して提供できる。（法43条 2号）
 - ⑤ 公貸権問題（現在わが国では鎮静化）（法38条 4-5項関連）
 - ・ヨーロッパ連合（EU） 著作権指令（第5条の(1)）1992
加盟国は、公の貸与に関し、貸与に対する補償金を受け取ることを条件として著作物の賃貸・貸与を許諾し、または禁止する権利を定めるものとする。
 - ・TRIPs協定（付属書1Cの第11条）1994. WTO著作権条約（第7条）'96
次の著作権者は、締結国が国内法令で定める著作物について、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。
プログラム、映画、レコードに収めたもの
 - ・公衆への貸与に係る補償金制度は著作権法による必要はない

111. 著作権問題の演習

- 1. 参加者を4－5名のグループに分ける。
- 2. 各グループごとに異なる問題を2問ずつ課する。
- 3. 各グループ内で話し合いながら課題の2問の解答を出す。
- 4. 各グループの代表者が解答を発表する。
- 5. 各解答について講師がコメントする。

参考資料

前園主計

A. 著作権・著作者人格権の内容

著作者の権利 (広義)	著作者人格権 (著作者専属)	公表権	18条	
		氏名表示権	19条	
		同一性保持権	20条	
	著作権(狭義) (財産権)		複製権	21条
			上演権・演奏権	22条
			上映権	22条の二
			公衆送信権等	23条
			口述権	24条
			展示権	25条
			頒布権	26条
			譲渡権	26条の二
			貸与権	26条の三
			翻訳権・翻案権等	27条
			二次的著作物の利用に関する権利	28条

B. 著作隣接権の内容(実演家の権利の内容の例)

実演家の権利	著作隣接権	録音権・録画権	91条
		放送権・有線放送権	92条
		送信可能化権	92条の二
		譲渡権	95条の二
		貸与権等(レコ発売後1年間)	95条の三
			放送二次使用料を受ける権利
		貸レコードについて報酬を受ける権利(49年間)	95条

C. 著作権がない扱いができる著作物

- ① 創作性がない著作物(文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するもので)
- ② 保護期間が過ぎたもの
- ③ 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道
- ④ 単なるデータ(人口、株価、円周率、目次、書誌等)
- ⑤ プログラム言語・規約・解法
- ⑥ 条約により保護の義務を負わない国の国民の著作物
- ⑦ 憲法その他の法令
- ⑧ 国又は地方公共団体の機関が発する告示、訓令、通達等
- ⑨ 裁判所の判決、決定、命令及び決定で裁判に準ずる手続で行われるもの
- ⑩ ⑦⑧⑨に掲げるものの翻訳及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が作成するもの

D. 法第30条（私的使用のための複製）

著作権の目的となっている著作物（以下この款において単に「著作物」という）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合
- 二 技術保護手段の回避（技術的保護手段の用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段に依って抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。（中略）により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなった複製を、その事実を知らずに行う場合
- 三 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（中略）であって政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

E. 法第31条（図書館等における複製）

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という）を用いて著作物を複製することができる

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

F. 法第32条（引用）

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。（32条2項 国の統計等 省略）

G. 法第35条（学校その他の教育機関における複製等）

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製するこ

とができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、（以下省略 遠隔授業の場合公衆送信できる条文）

H. 法第37条（点字による複製等）

公表された著作物は、点字により複製することができる。

1 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。）を行うことができる。

2 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。

I. 法第37条の二（聴覚障害者のための自動公衆送信）

聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信（括弧内省略）を行うことができる。

J. 法第38条（営利を目的としない上演等）

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、口述し、又は上映することができる。ただし、当該上演、演奏、口述又は上映について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 （省略）

3 放送され、又は有線放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家計用受信機を用いてする場合も、同様とする。

4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

演習課題

前園主計

A

1. 『図書館だより』に、本の表紙や本文中の挿絵を縮小コピーして掲載してよいか。
2. CD-ROMを購入したら、中に「この資料は複製も貸出も禁止する」と書いた紙が入っていた。映像が入っていないCD-ROMであり、著作権法上は貸出できるはずであるが、著作権者の言葉と著作権法の条文のどちらが優先されるのか。

B

1. わが郷土に伝わる「昔話」をあちこちの本からコピーし、一つにまとめて図書館の資料として登録することは可能か。
2. いくつかのデータベース（無料のOPACを含む）から、ある特定テーマに関する書誌事項を抜き出してダウンロードし、自館のファイルを作ったり、1冊の主題目録を作成したりできるか。

C

1. 雑誌に付録として付いている型紙も、図書館ではその半分までしか複製できないのだろうか。
2. 図書館が絵本・物語を利用して、手作りのパネルシアター・大型絵本・紙芝居等にし館内行事で上演するのは翻案権に抵触するのだろうか。

D

1. CDから録った「蛍の光」等を、閉館10分前に館内に流しているが、違法になるか。
2. 図書館のホームページを「新しい世界への誘い」というイメージで構成したい。このため、画面にゴッホの「ひまわり」を用い、音楽にドボルザークの「新世界」を使用したい。どちらも、著作者の死後50年経過しており、著作権法違反にはならないと思うが、どうだろう。（ゴッホ 1841-1890、ドボルザーク 1841-1904）

E

1. 某新聞（日刊）に半年間にわたり掲載され完結した小説が、1冊の本になり出版されている。この本の内容は、法31条の「相当期間経過した定期刊行物の個々の著作物」に該当するため、1冊全ページ複写してよいと考えてよいか。
2. 図書館内のブースで、図書館のCDを自分のMD（ミニディスク＝デジタル録音機）に録音している者に対し、図書館はどう対処すべきか。著作権法違反ではないのか。

F

1. 1部しかない郷土資料を保存するため、これを複写して貸出の用に供することができるか。（また、CDを貸し出すと損傷するおそれがあるため、あらかじめ別のテープに録音し、これを貸し出すということは違法になるか。）
2. ある国際機関のホームページに、その機関の調査報告書の全文が載っている。これを図書館で紙にプリントして蔵書にし、利用者に貸出や複写をしてあげられるか。（国際的な著作権条約は国家が加盟するもので、国際機関はどれにも加盟していないと聞く）

著作権問題に直面したら：

1. 著作物の範囲の特定
2. 著作物の著作権の有無判断
3. 著作者／著作権者の推定
4. 著作権法の権利制限条項（法第30－50条）に該当するか判断
5. 該当しなければ著作権処理必要